

2003年2月6日

北海道大学  
学長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長 加藤 幾芳

## 「国立大学法人法案の概要」に関する要求書

貴職が参加されている国立大学協会の国立大学法人化特別委員会は、1月31日、法制化対応専門委員グループのレポート「『国立大学法人法案の概要』について」を検討するとともに、法案に関わる今後のスケジュール等を確認したと伝えられています。これを受け、国大協は、特別委員会としての検討結果と法制化対応グループのレポートについて、2月15日を期限として各大学の意見を求めています。

このレポートは、調査検討会議最終報告「新しい『国立大学法人』像について」の内容および国大協法人化特別委員会として「重要論点」としてきたことがらと、このたびの「法案の概要」の内容との関係について、「細部について最終報告で示された内容との関係が不明な点も残されている」としながら、その殆どが「妥当」であり「理解できる」と結論づけています。特に「設置者」に関する部分では、＜国立大学法人＝国＞という解釈に立ち、「最終報告」からの重要な変更をも肯定するものとなっています。この見解は、調査検討会議最終報告に反する「法案の概要」を肯定している点で、これまでの国大協の立場に照らしても承認できないものだと考えられます。

また、法案に関わる今後のスケジュールを「2月末閣議決定」に合わせているため、意見集約のための時間的余裕がなく、短期間の内に重要な結論を出さざるを得ないものとなっています。このような進め方では、「各大学の意見を求める」とする目的は果たせません。より慎重な対応が必要であると考えます。

以上の理由により、私たちは、貴職が別記事項について速やかに措置を執るよう要求いたします。

なお、私たちは、「最終報告」に基づく「法人化」が、学問の自由を脅かすとともに、教育基本法で禁じている政府（行政）による教育への支配を許し、戦後の新しい憲法の下で培われてきた大学自治を否定するものであり、これに反対であるという意思を度々表明していますことを申し添えます。

## 記

1. 国大協法人化特別委員会での検討結果と法制化対応グループのレポート及び関係資料等を全構成員に公開し、学内の意見を集約すること。
2. これまで述べてきた所信に照らして、「法案概要」の内容が合致するものなのかどうか、学長としての基本的な考えを全構成員に公表すること。
3. 国大協の意見集約スケジュールについて、「2月末閣議決定」に合わせるのではなく、十分な議論に基づいて結論が得られるようにすること。そのために、理事として、「国立大学法人化の法制化作業等に関する今後の本協会の対応について（連絡）」（1月30日付）に基づき、長尾会長に働きかけること。

以上